

# ファジアーノ岡山 サッカー試合運営管理規程

## 第 1 条（規程の対象）

株式会社ファジアーノ岡山スポーツクラブ（以下「クラブ名」という。）により制定される「株式会社ファジアーノ岡山スポーツクラブ サッカー試合運営管理規程」（以下「本規程」という。）の目的は、J リーグ戦、リーグカップ戦等当クラブが主管する全ての試合の円滑で安全な運営を確保することにある。本規程を、ファジアーノ岡山の管理下にあるスタジアムその他の施設に入場し、または入場しようとする全ての者は遵守しなければならない。

## 第 2 条（定義）

次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 試合/リーグ戦、リーグカップ戦等の全ての試合をいう。
- (2) 施設/試合運営のためにファジアーノ岡山が管理するスタジアム等の施設および区域一切をいう。
- (3) 運営・安全責任者/クラブ実行委員または実行員代理をいう。
- (4) 運営担当・セキュリティ担当/運営・安全責任者の任命を受け、大会の安全確保のため業務に従事する者をいう。
- (5) 警備従事員/大会の安全確保のため、運営・安全責任者が任命した者をいう。

## 第 3 条（運営担当・セキュリティ担当）

警備従事員には、運営・安全責任者がクラブスタッフの中から任命し、安全確保業務に従事する運営担当者または/およびセキュリティ担当が含まれる。

## 第 4 条（持ち込み禁止物）

運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、J リーグ統一禁止事項の持ち込み禁止物および次の各号に掲げる物を施設に持ち込むことはできない。

- (1) 601ml を超える容量のペットボトル
- (2) 飲料缶、飲料瓶
- (3) その他試合の運営または進行を妨害し、他人に迷惑または危険を及ぼす等のおそれがあると警備従事員が認める物

## 第 5 条（禁止行為）

施設に入場しようとし、または入場した者は運営・安全管理者が特に必要と認めた場合を除き、いかなる施設においても次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 運営・進行妨害（集団での抗議活動、バス止め行為、他人に迷惑または危険を及ぼす行為、係員の指示に従わない等）
- (2) 紙吹雪、紙テープ等の使用

- (3) 601m l を超える容量のペットボトルの持込み
- (4) ビジターサポーターはビジター自由席エリア、スタンド観戦席以外での鳴物および旗を使っての応援は禁止
- (5) 応援クラブのユニフォームおよびグッズ（ウェア・タオルマフラー等）は応援クラブエリア以外（ホーム・ビジター）での着用および使用は禁止
- (6) ロープ、紐、テープ等を使用してのクラブが過剰と判断した席取り
- (7) 21時以降の打楽器及びトランペット等の鳴り物の使用（試合時刻により、前後する場合があります）※スタジアム外では禁止
- (8) スタジアムその他関連施設でのガムテープの使用
- (9) スタジアム内（コンコース、スタンド、芝生席）でのボールの使用
- (10) 傘を広げての応援、観戦
- (11) 泊り込みでの入場待ち
- (12) 差別的、侮辱的、公序良俗に反するなど、クラブがスタジアムにふさわしくないと判断する横断幕、垂れ幕の掲出
- (13) 覆面等で行為者が特定できないよう顔を隠すこと
- (14) チケット、通行証等の提示を求められた時に提示を拒否すること
- (15) スタジアムの内外を問わず、火気を使用すること
- (16) スタジアムの内外を問わず、クラブから承認を得ていないビラやポスター等を来場者に配布すること
- (17) 座席に立っての応援、観戦
- (18) 入場待ち列への不正割り込み
- (19) 大旗等で広告物の露出を妨げる行為
- (20) 場内で秩序を乱す行為

#### 第 6 条（遵守規程）

次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) チケット、通行証等の提示を求められたときは、これを提示すること。
- (2) 安全確保のため、手荷物、所持品等の検査に協力すること。
- (3) 警備従事員および治安当局の指示、案内、誘導等に従い行動すること。

#### 第 7 条（販売拒否事由）

主催者は、以下の各号に該当する者に対し、入場券の販売をしない。また、その者が自らまたは第三者を通じて入場券を取得した場合、主催者はその者に対し、第 9 条に基づき入場を拒否することができる。

- (1) 暴力団またはこれに類する反社会的勢力（以下、「暴力団等」という）に所属する者（以下「暴力団員等」という）
- (2) 暴力団員等でなくなった時から 5 年を経過しない者
- (3) 自己または第三者の利益を図る目的等で暴力団等または暴力団員等を利用している者
- (4) 暴力団等または暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、暴力団等の維持、運営に関与をしている者

(5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 第 8 条に違反する行為を目的として入場券を取得する者

その他入場券の販売をしないこととする相当の理由があると主催者側が判断した者

#### 第 8 条（転売等の禁止）

何人も第三者に対し、主催者の許可を得ることなく、入場券を転売（インターネットオークションを通じての転売を含む）

その他の方法で取得させてはならない（クラブ公式リセールサービスにおける取引は除く）。ただし、家族、友人、取引先等、これらに類する特定の関係に基づき、営利を目的とせず、かつ業として行われなない場合については、この限りではない。

#### 第 9 条（入場拒否、退場命令）

(1) 運営・安全責任者は、第 4 条、第 5 条または第 6 条の規程に違反した者の入場を拒否し、施設からの退場を命じ、および第 4 条に掲げる物の没収等必要な措置をとることができる。

(2) 運営・安全責任者は、前項に該当する者の中で特に悪質と認める者に対しては、その後開催される全ての試合についての入場を拒否することができる。また、チケットの返還を求めることができる。

(3) 運営・安全責任者により入場を拒否され、または施設から退場を命じられた者は、チケットの購入代金の払い戻しを求めすることはできない。

#### 第 10 条（権限の委任）

運営・安全責任者は、特定の施設についてその権限を他の者に委任することができる。